

平成12年9月19日
イー・アクセス株式会社
代表取締役社長 千本 倖生

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」
に対する弊社の意見

Summary

1. はじめに

一定の規制緩和の進展は認められるものの、NTTの持株会社を中心としたグループ経営によって、NTTの市場支配力は依然として新規参入障壁となり、競争を阻害している。このため、革新的な競争促進策が必要。

2. 競争の基本枠組み

新規参入ができるように、参入事業者が、自前構築したネットワークや、他社構築のネットワークを利用や、他社との相互接続の多様な方法でネットワーク構築できるよう、「ネットワーク構築の柔軟性」の向上が重要。

競争促進のための政策として、以下の4点を提言。ROWの義務付け、NTTに地域網開放のインセンティブを与える、事業法の見直し、規制官庁の権限強化

3. NTTグループの位置付けと公正競争の確保

NTTグループ経営、市場支配力による弊害が依然として存在するため、NTTに対して、以下の政策が必要。

- (1) 持株会社の廃止と完全分割
- (2) NTT地域会社の経営・コスト削減インセンティブの回復
- (3) その他

相互接続ルール、アンバンドル・ルールの推進

情報開示の推進

4. その他の論点について

(1) 定額インターネット接続など、新しいサービスでまだ十分に普及していない段階からユニバーサル・サービスを導入することは競争を大きく阻害する

(2) 通信主権は確保すべき。NTT地域会社に対する外資規制は残すべきだが、競争の阻害（NTTの保護）となるような規制は行うべきでない。

(3) NTTが行っている基礎研究は国へ移管し、応用研究は各事業者で行うべき。

平成 12 年 9 月 19 日
イー・アクセス株式会社
代表取締役社長 千本 倅生

「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」
に対する弊社の意見

1. はじめに

まず、はじめに今回、「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」について弊社の意見を述べさせていただく機会を与えていただきましたことを感謝いたします。

弊社は昨年 11 月に発足した、DSL 技術により高速インターネットサービスの提供をおこなうベンチャー企業です。本年 4 月末より東京の一部で試験サービスを開始し、10 月より商用サービスへ移行していく予定ですが、発足 1 年で商用サービスを開始することは従来の通信サービスでは考えられないスピードです。このようなスピーディな展開が可能となったのは、既存のメタル回線を、高速アクセスというニーズに有効活用する DSL 技術の革新性と、従来の大企業子会社型もしくは合併型ではなく、優れたビジネスプランをもつマネージメントに対して出資を募り事業を立ち上げていくベンチャースタイルの起業形態によるものと考えます。旧来の発想では、これからのドッグイヤーといわれる IT の時代には対応できないと考えます。弊社の起業スタイルのようなベンチャーを含めた、様々なスタイルの事業者の参入が促進され、競争が進展することが IT 革命を推進するに当たって必要であると確信しております。

最近では、郵政省を中心として、接続料金の引き下げ、コロケーション・ルールの策定、加入者回線等のアンバンドル・ルール（ドライカップ）など、規制緩和が進んでいるため、弊社を含めた新規事業者がようやく参入しはじめたところといえます。その結果、低価格でより品質の高いサービスをお客さまが享受できる環境が整いつつあります。

しかし、このような規制緩和による競争促進政策に一定の成果は認められるものの、持株会社を中心としたグループ経営によって、NTT の市場支配力は依然存在しており、さらなる競争促進政策が必要です。

弊社のこれまでの経験に基づき、特に論点項目の競争の基本的枠組み、NTT グループの位置付けと公正競争の確保、を中心に以下意見を述べさせていただきます。

論点 : 競争の基本的枠組み

【1】地域通信の競争の進展について

(1) 地域独占について

公正取引委員会の「電気通信事業分野における競争政策上の課題について」にあるとおり、これまでの規制緩和により長距離通信の競争は進んできましたが、地域網の96%のシェアはNTTであり、地域通信においては依然としてNTTの独占であり競争が進展していないといえます。

・公正取引委員会「電気通信事業分野における競争政策上の課題について」
2000年6月12日より

<http://www.jftc.admix.go.jp/pressrelease/00.june/00061201.PDF>

(2) 競争が進展していない具体的な問題点

競争が進展していない具体的な問題点は以下のとおりです。

ROW開放が実質的に進んでいないため、新規参入事業者によるインフラ整備が進まない。

NTT地域会社にとって市場開放のインセンティブがないため、他事業者との相互接続に消極的

現行の通信事業法には、競争の概念がない。また施行以来、抜本的な改正が行われなかったため整合性のとれた体系となっていない

競争促進に関する規制官庁の権限が弱い。NTTの強力な政治力に影響を受けない独立性の担保が重要。

ROW開放が実質的に進んでいないため、新規参入事業者によるインフラ整備が進まない。

現在、米国のように公益事業者に対してROWを義務付ける法律は日本にはなく、そのため新規参入が困難な状態です。

ROWの問題は、日米貿易交渉でもテーマとなりましたが、外務省の「関係省庁レビュー」では、利用希望者から数多くの問題点が指摘されていたにもかかわらず、意見が取り上げられませんでした。そして、事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見出すには至らないという結論となりました。しかしながら、郵政省の「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」報告書に記載されているように、依然として利用希望の事業者からすると満足できる状況ではないのが現状です。

- ・ 外務省「関係省庁レビュー」2000年3月27日より

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/economy/husetsu/kekka.html>

「過去一年間の管路、とう道、電柱等の利用に関する申請、提供等の現状調査の結果、以下の通り線路敷設の円滑化が進展しているとの評価を得た。なお、事業者から関係省庁レビュー会議に寄せられた具体的な苦情はなかった。」(1.総論(1)現状認識)

「具体的な苦情が寄せられなかったこと、具体的な問題点が明確化されなかったこと、線路敷設の円滑化が進展しているという現状、等から、事業者に対して設備の提供を新たに法律により義務づける必要性を見出すには至らなかった。」(1.総論(2)結論)

- ・ 郵政省「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」報告書 2000年8月1日より

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/000801j601.html>

「公益事業者の電柱・管路の利用に関する主な要望事項として、第一に、正当な理由が十分説明されていないにもかかわらず、賃借を認められない場合が依然存在したり、公益事業者の関連企業には大規模に電柱、管路を提供しているにもかかわらず、新規事業者にはほとんど提供されていないということが挙げられる。

第二に、賃借を認められた場合であっても、料金、提供条件等の交渉余地が少なく、賃借する際の改修費用や調査費等の算出根拠が不透明であったり、契約期間が短期間のみしか認められないといった不満もある。」「これらの一種事業者は、問題の抜本的解決のためには諸外国と同様、公益事業者の電柱・管路等に関する義務づけ、ルール化を求めている。」(p.32)

ROWを表向きには開放していると言っても、実質的に利用できない具体的な例として、鉄道会社Aでは、「A社の本来事業の保安のために、他社による工事は許可できない。A社が他社から委託を受けて工事をすることになるが、現在、A社の本来事業にかかわる工事を行うのが精一杯で、他社の工事を行う余裕がない。1～2年はかかる。」という対応でした。実際、この会社AのROWを利用しているのはAの関連会社Xがほとんどであり、新規事業者にはほとんど提供されていません。関連会社Xの工事を積極的に行った時代にはどのような体制で行っていたのか、疑問です。

また、電力会社では、関連会社の通信事業者や、もともと難視聴対策で出資しているCATV事業者が利用している場合が多く、電柱を開放していますが、新規参入事業者には「一束化」や先行事業者との調整など要望される場合が多く、実際はほとんど利用できない場合が多いのが現状です。

このようにROW開放が実質的に拒否されることが競争が促進していない大きな要因であることに加えて、特に管路やトラフ使用料など、

料金の算出根拠が不透明かつ高いため利用できないことも大きな要因です。高くて利用が進んでいないのは、実質的にR O Wが開放されていないのと同じことです。

NTT地域会社にとって市場開放のインセンティブがないため、他事業者との相互接続に消極的

- ・ 接続に関する期間が長すぎる、NTT局内の工事費用が不透明など具体的問題が顕在化したものについては、郵政省のコロケーション・ルール策定や加入者回線等のアンバンドル・ルール策定により、改善されつつあります。しかし、残念ながら、このような規制当局の政策なしに、NTT自らが市場を開放したことはありません。
- ・ この度、2000年9月19日の日経新聞朝刊第一面に掲載されていた光ファイバの開放についても、弊社の要望に対しては、検討中という回答のみしかいただいておりません。この件については、秋から郵政省の審議会で検討されることになっており、報道内容にあるようなNTTが独自でルールを決めるというような利用者不在の一方的なやり方では実質的に光ファイバを開放したとはいえません。これまで、相互接続問題では事業者間協議に委ねられており、ルールが明確化されていなかったため、NTTの恣意的な運用によるところが原因であったのに、報道内容では事業者間協議もなしに、NTTが一方的にルールを定めようとしています。光ファイバ開放といった公正有効競争に関わるものは、独占事業者に委ねるのではなく、第三者である規制当局からの規制、つまり具体的なルール策定が必要と考えます。

現行の通信事業法には、競争の概念がない。また施行以来、抜本的な改正が行われなかったため整合性のとれた体系となっていない。

通信・放送法体系は、技術トレンド・市場トレンドが変化してきているにもかかわらず、抜本的に改定が行われなかったため、以下のような問題点が発生し、新規参入事業者にとって様々な形で影響がでていると認識しています。

A．技術・環境の変化に規制がおいつかないにもかかわらず、未だに抜本的な見直しが行われてないために事業者の作業が煩雑になっているケース

第1種事業者同士が相互接続する際、相互接続協定を事業者同士締結し、郵政省から認可をうけることになっているが、この協定の枠組みは多数事業者間接続があまり行われなかった時期に作られたため、電話役務の場合、直接接続していない事業者同士も、たすき掛けで協定を締結し、かつ接続の形態についても疎通する呼毎に細かく規定する必要があります（NTT地域会社接続約款別表2参照）。しかしながら、移動体への新規参入、CATV電話の出現、NTTの再編成などにより、電話役務を提供する事業者は数多くなり、そのN×Nの協定締結、変更作業が大変煩雑になっていますが、抜本的な改定はされていません。

B．これまでとの整合性を保つために枠組みを必要以上に複雑にしていると思われるケース

電気通信事業法は、設備を自ら設置する事業者を第1種事業者とし、その他の事業者を第2種事業者と分類し規制を行うことを根幹としております。しかしながら、ネットワークの性質上、自ら設置した設備のみで提供できるサービスはごくわずかであり、設備を賃借したりあるいは相互接続をおこなうことが必要不可欠です。

これまでの制度では、第1種通信事業者が他事業者より設備を賃借することは「業務委託」という言葉で表現し、認可にかからしめることにより制限を加えてきました。しかしながら平成12年8月7日に出された郵政省の「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会報告書」では、「業務委託」は従来通り「例外的な場合のみ認める」としながらも、他事業者から契約約款ベースで賃借する「回線の再販売」については今後可能とすることを明記しています。事業者としてはネットワーク構築において様々な手段が可能となることは喜ばしいことではありますが、一方では本質的な差異が不明確である「業務委託」と「回線の再販売」という2通りの賃借形態の存在は、制度の枠組みを必要以上に複雑にしていることは否めず、そもそも第1種と第2種の区分自体が必要なのかどうかについての根本的な議論が必要であると考えます。

C．異なった概念のものを一つの言葉で定義しているため、ルールが明確にな

らないケース

新規参入をおこなう通信事業者が相互接続を要望する目的として次のようなものがあります。

サービス同士を接続し、サービス提供対象を拡大するための相互接続
新規参入事業者が自ら建設することが不可能もしくは経済的に困難なネットワーク要素を、既存の事業者から提供を受けるための相互接続（アンバンドリング）

競争促進政策を推進するためには上記二つの相互接続は必要不可欠だと考えますが、現在の事業法では相互接続というひとつの概念のみで規定されているため、特定事業者に対する相互接続の義務については明確に定められているものの、アンバンドリングの義務については、事業法上必ずしも明確に定められているとはいえません。

D．事業法が設備に着目した規制体系となっているので、競争促進政策とずれが生じる

NTTドコモを特定事業者に指定すべきという議論がありますが、NTTドコモ問題は市場の支配力の問題がむしろ大きく、相互接続（エッセンシャルファシリティへのアクセス）という点において大きな問題にはなっていないと認識しています。仮に特定事業者に指定されたとしても問題解決にはならず、これは、現状の電気通信事業法では市場の支配力を持つ事業者に対する規制の手段がないことが原因となっています。

以上の例は、現状の電気通信事業法の体系自体が時代にそぐわなくなっている顕著な例であると考えます。

競争促進に関する規制官庁の権限が弱い。NTTの強力な政治力に影響を受けない独立性の担保が重要。

現行の電気通信事業法は、競争促進という観点から立法化されたものではないため、競争促進に関する権限が非常に弱いのが問題点です。そもそも、現行の電気通信事業法は、公益事業特権を与えるために第一種電気通信事業者には厳しくするという趣旨になっています。ここでいうところの公益事業特権とは、「一種事業者が他人の土地等を利用する場合や公道に電柱・管路を設置する場合に一定の優遇措置が講じられている」ことをいいます。（郵政省「地域アクセス網における実質競争の実現方策に関する研究会」報告書 p.12 2000年8月1日より）そのため、許認可制度が導入されていて、その対応に労力がかかるにもかかわらず十分な人員が配置されていず、また、例えば市場のシェアにより規制を行うといった競争促進政策を行う権限が

法律で担保されていないため、積極的な競争促進の政策がとれず、問題が大きくなるまでとりかかれぬのが現状です。

また、このような競争政策を行う規制官庁には、NTTの強力な政治力に影響を受けない独立性の担保が重要です。

【2】地域競争促進のための政策

(1) 新規参入促進の要素

競争を促進するためには、他事業者の新規参入が不可欠ですが、通信事業の新規参入に必要な要素として、以下の3通りがあります。

これらのいずれもが可能になり、新規参入者のネットワーク構築の柔軟性を高めなければ、新規参入の障壁となります。

自前でネットワークを構築

- ・ ROW（線路敷設権）の開放
- ・ フィジカルコロケーション（自前工事）

他社が構築したネットワークを利用

- ・ アンバンドルされたネットワーク要素の組み合わせ（ダークファイバ・ドライカップ等）
- ・ 再販での卸売価格設定
- ・ 相互接続（発信の場合）

他社のネットワークと接続してエリア及びネットワークを拡大

- ・ 相互接続（発信・着信の場合）

の自前構築は、通信事業者にとって基本と思われがちですが、現状では、前述のとおり、ROWの解決に時間がかかっています。

それゆえ、他社のネットワークを利用することが新規参入にとって必要となりますが、それは新規参入者だけでなく、地域網を独占している事業者であるNTTにもメリットがあります。なぜなら、NTTは自ら構築した設備を自社だけで使用する場合は、需要がピークに達するまでの間、 sunk cost のリスクを抱えなければなりません。他社に提供する場合はネットワークの有効活用となるからです。特に、日本で行われる光ファイバ敷設工事のように、工事費と材料費を比較すると工事費がほとんどを占めるというような場合は適します。自社で利用しない余剰設備を有効利用して稼働率を早期から高めたり、自社用+ の建設コストで他社用のファイバも敷設し、結果的に自社コストを下げることは、NTTにとっても、投資回収が早く進み、FTTHの促進につながるといえます。

(2) 地域競争促進のための具体的な政策

公正有効競争を確保し、新規参入を促進するためには、上記のような様々な方法での新規参入者のネットワーク構築の柔軟性向上が不可欠ですが、具体的な政策としては以下のとおりです。

ROWを法律で義務づける

- ・ 義務化までの間は、NTTに対しては、ダークファイバのアンバンドルを、他公益事業者に対しては、芯線貸しという代替手段の提供を義務づけるべきです。
- ・ また、料金は、NTTのアンバンドルは長期増分費用で算出すべきで、他公益事業者は、料金の算出根拠の明示を義務づけるべきです。
- ・ IT革命のために例えば、3年間は夜間の道路掘削規制を緩和するような大胆な政策も検討されるべきと考えます。

NTTに地域網開放のインセンティブを与える

- ・ NTT地域会社が独占である地域網開放の見返りとして、業務区分の拡大や料金規制の緩和といったインセンティブを与える必要があります。
- ・ ただし、地域網開放にあたっては、厳密な基準を設定して公正有効競争を確保する必要があります。なお、米国では地域独占事業者に対して、地域網開放のための14項目のチェックリストを法律で設定していることを申し添えます。

電気通信事業法の見直し

- ・ 電気通信事業法に競争促進の概念を入れるべきです。
- ・ 競争促進のためには、事前規制を可能な限りなく撤廃して、事後規制でコントロールすべきです。
- ・ 通信事業免許は一種/二種の区分を撤廃して一本化すべきです。これにより、電気通信事業法で複雑となっている業務委託や再販などの概念や解釈が明確化し、接続協定の簡素化が行われます。なお、道路占用等の公益事業特権はROWの法律化により対応されるものと理解します。
- ・ 相互接続とアンバンドルのように本質的に内容(条文の目的)が異なるものは見直しを行う必要があります。

競争促進に関する規制官庁の権限強化、及び、N T Tの強力な政治力に影響を受けない独立性の担保。

- ・ 競争促進を行うために、規制官庁の権限強化、及び、N T Tの強力な政治力からの独立の担保が必要です。規制当局の役割としては競争促進させて、事前規制を緩和し、競争の進捗度を把握し、事後規制として対処することが重要となります。
- ・ しかしながら、事前規制から事後規制へ転換する場合、市場の監視のためのスタッフの充実など、規制コストが膨らむ可能性があり、権限が拡大し、組織も膨張すれば逆に権限の濫用が行われないようなチェック機能も必要となります。したがって、規制官庁のあり方についても十分な議論が必要と考えます。

論点 : N T Tグループの位置付けと公正競争の確保

【1】現状の問題点

1996年にN T T再編成についての結論が出され、その方針にしたがって昨年N T Tの再編成が行われました。その再編成の評価とN T Tの在り方については、今回の諮問の中で最重要課題の一つと理解していますが、昨年の7月に行われた政策についての評価を、再編成後わずか1年余りしかたたない段階で、行わなければならない理由にまず注意を払うべきであると考えます。

正直申し上げまして、持ち株会社を中心としたN T Tの再編成について客観的な評価を行うには、あまりに実績が短すぎます。再編成の作業自体が、N T T内のみならず、多くの関係者を巻き込んだ一大作業であり、それをようやく終えたというのが現在の偽らざる状況であるとすれば、分割された会社間の連携もしくは競争と言った再編成に伴う企業行動が実際に起こるには、いま少し時間がかかると考えるのが自然です。

そもそも今回N T Tのあり方を含めた通信市場における競争政策の在り方についての議論が必要と考えられたことは、長期増分費用の導入をめぐる議論の中で顕在化したN T T地域会社の赤字問題に端を発しており、それにともない業務範囲を規制されているN T T地域会社の経営インセンティブの問題と、エッセンシャルファシリティへの接続コストの低減化とN T T地域会社の業務範囲制限を目指すN C Cの要望とが、調整困難になったゆえだと推察しています。このような調整困難な事態に陥った原因の一つとして、1996年にN T T再編成の結論をだしてから、実際再編成されるまでの時間がかかりすぎたことと、その間の競争促進政策が不十分であったことがあげられると思います。

1995年の再編成議論の時点ではまだ米国の1996年通信法は成立しておらず、地域通信市場において新規参入事業者が出現するのかどうか、疑問が持たれていたのではないかと思います。それゆえに、N T T再編成の答申では、分割した東西の地域会社が、相互に進出し、直接競争する、もしくは価格や費用などの比較による間接的なヤードスティック競争と言う形での競争が、新規参入事業者との競争よりもより現実的に想定されていることが読み取れます。

そのために、分割されたN T T地域会社相互の競争以外の新規参入を促進するための政策、例えばアンバンドリング、コロケーションそして線路敷設権の整備などの政策は近年まで積極的にとられませんでした。

一方で再編成のもうひとつの目的であった長距離事業者との接続条件の整備のために、接続ルールは着々と整備され、接続料金の低廉化が図られ、長期増分費用モデルの開発も行われました。

再編成実施のタイムラグと地域競争促進策の不在により、地域独占が維持さ

れる中で接続料金の引き下げが図られたため、N T T地域会社ではコスト削減のインセンティブが積極的には働かなかったと思われます。またN C Cは地域通信市場での競争促進政策がとられなかつたため地域ネットワークに積極的に投資するよりは、低減した接続料金によりN T T地域網を使用することに合理性を見出すこととなりますが、この場合N T T地域網に依存しつづけるため、N T T地域の業務範囲を制限させることにより、N T T地域のもつ優位性を消そうと努力をすることとなります。ここに至りまして、N T T地域の経営インセンティブとN C Cの要望との不整合が生じることとなります。

【2】今後の政策についての弊社の意見

以上より、今後次のような政策が進められるべきであると考えます。

(1) 持ち株会社の廃止と完全分割

N T T再編成の主眼でありましたN T T地域会社間、N T T関連会社間の競争が進展するためには、持ち株会社による統括は障害になります。また、N T Tは、1999年7月に再編成されたものの、持株会社のもと、グループとしての最大効率を追及しています。その結果、公正有効競争とはほど遠く、実質的にN T Tによる市場支配力は依然として存在します。強力な市場支配力を利用して反競争的行為が行われる可能性もあります。

また、地域会社と長距離会社によるジョイント・マーケティングや、持株会社を介しての人事交流などが認められていることは、公正有効競争を阻害している顕著な現れです。

したがいまして、公正有効競争に反するこういった独占の弊害やN T Tグループ経営による弊害をなくすためにも、持ち株会社を廃止し、資本関係をなくす完全分割を実施すべきです。

将来的には、公正有効競争が十分に確保されたうえで、完全民営化して、ダイナミックな合併買収も可能となるようにもすべきと考えます。

(2) N T T地域会社の経営・コスト削減インセンティブの回復

- ・ 地域網開放の見返りとしてN T Tの業務区分を拡大することにより、N T Tの経営インセンティブを与える必要があります。ただし、前述したとおり、地域網開放にあたっては、厳密な基準の設定が必要です。

(3) その他

地域通信市場の競争促進策として、NTTに対して以下のような政策が必要です。

相互接続ルール、アンバンドル・ルールの推進

- ・ 相互接続の接続箇所は、技術的に可能であれば認めるべき。「技術的に可能」な条件の明確化が必要
- ・ ダークファイバのアンバンドルを認めるべき
- ・ アンバンドルは地域ごとの長期増分費用で算出すべき（電話の接続料が長期増分であるのに、その一部分であるアンバンドル要素も同様の方法で算定すべきであるのに、郵政省の2000年8月31日付け「接続料規則案の公表」では、加入者回線は実際費用方式となっており、長期増分が適用されていない。）
- ・ 接続料には、施設設置負担金などの収入は控除して算定されるべき。（収入と費用のバランスは会計の基本である）
- ・ 再販の卸売価格を設定すべき（米国並みのボリュームディスカウントを導入すべき）
- ・ 電話とISDNの番号ポータビリティを確保すべき（電話からISDNへは番号ポータビリティが可能であるのに、DSLを希望する利用者がISDNから電話に切り替えた場合、確保されないことがある）

情報開示の推進

- ・ 接続料やNTTに委託する際の工事・調査費用、ユニバーサル・サービスなど、広範囲にわたって影響を及ぼすにもかかわらず、その算定根拠となるデータがないため、妥当性を評価できません。料金や工事費の算定根拠となるデータ及び相互接続に必要なデータを目的に応じてNTTは開示すべきです。例えば、コロケーションにおけるNTT地域会社への委託工事に関して、概算費用の提示もなしに「工事費用は請求どおり支払う」といった内容の請負契約を締結せざるをえないうえに、工事費用が高く、多額の工事費用の明細を要求しても提供してもらえないことがあります。

その他の論点；

論点 ；ユニバーサルサービスの確保

- ・ 定額インターネット接続など、新しいサービスでまだ全国に普及していないサービスに関して、競争が十分に進展していない状態でのユニバーサル・サービスは、競争を大きく阻害するため導入すべきではないと考えます。
- ・ まず、公正有効競争を確保したうえで、いつから行うか、誰が負担するかを決めていくべきだと考えます。

論点 ；通信主権の確保

- ・ 通信主権は確保すべきと考えます。NTT地域会社に対する外資規制は残すべきと考えます。また、競争の阻害（NTTの保護）となるような規制は行うべきではないと考えます。

論点； 電気通信事業における研究開発体制の在り方

- ・ NTTが行っている基礎研究は国へ移管し、応用研究は各事業者で行うことで各事業者インセンティブを与えるべきと考えます。

以上